

議案第 21 号

佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 28 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年佐野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「法第 9 条」を「令第 9 条」に改める。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

3 償還金に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

(1) 支払猶予 法第 13 条及び令第 12 条の規定

(2) 償還免除 法第 14 条第 1 項の規定

(3) 償還金の支払猶予又は償還免除をするか否かの判断をするための報告、文書の閲覧又は資料の提出 法第 16 条の規定

(4) 一時償還 令第 8 条の規定

(5) 災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前号の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合における違約金
令第 9 条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正等に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第21号参考資料

佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、<u>法第9条</u>の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> | <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、<u>令第9条</u>の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>支払猶予 法第13条及び令第12条の規定</u></p> <p>(2) <u>償還免除 法第14条第1項の規定</u></p> <p>(3) <u>償還金の支払猶予又は償還免除をするか否かの判断をするための報告、文書の閲覧又は資料の提出 法第16条の規定</u></p> <p>(4) <u>一時償還 令第8条の規定</u></p> <p>(5) <u>災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前号の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合における違約金 令第9条の規定</u></p> |